令和７年５月12日（月）
校長　　田　中　健　悟

令和７年度福岡教育大学附属福岡小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

第二条
　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（H25　いじめ防止対策推進法「第１章総則」より）

現在のいじめの定義は，平成 25 年度からのもので，前回の平成 18 年度～24 年度の定義に入っていた「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除されている。これは，日常の中で生じる児童間の小さなトラブルも定義に含めることで，小さなトラブルが重大事態に発展しないよう早期発見・早期対応に努めることを意図している。また，令和７年３月６日「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）」を鑑み，重大事態ガイドラインチェックリストを活用した普段の自己点検及び，本方針の児童保護者への説明や，教職員への実践的研修による資質･能力の向上を図ることをここに示す。上記の考え方を全ての職員が共通理解した上で，「いじめはどの学級でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち，全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として，以下の４つの視点から取組を行う。

①　いじめを許さない・見過ごさない環境づくりと児童の人権感覚の育成
②　児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動の推進
③　いじめ早期発見の校内組織や方法の充実
④　いじめ早期解決のための家庭や他機関との連携

人権感覚の育成等として次のものを年間計画に位置付ける。（ｐ．５－６を参照）
１　特別な配慮を要する人たちへの理解を促す指導
２　人間関係づくりに関する指導
３　性・ジェンダー，人種・国籍，職業の差別等に関する指導
４　SNS・情報モラル等に関する指導
５　長期休業前を含むSOS発信に関する指導

２　いじめ防止のための具体的な取組

①　いじめを許さない・見過ごさない環境づくりと児童の人権感覚の育成

○　児童一人一人の様子の観察，情報共有の徹底（日常的に行う）

以下の観点で児童の観察を行う。

・　教室に入ってくるときの様子，挨拶の声の大きさ
・　服装の乱れ，用具の不足

・　休み時間の過ごし方
・　保健室へ行く回数
・　欠席，遅刻の回数の把握
・　不適切な言葉遣い，あだ名

○　生活アンケート・いじめアンケートの実施

・　いじめ問題に限定せず，年に 10 回「生活アンケート」を全学級で実施し，いじめ問題につながる兆候を定期的に把握していく。
・　生活アンケートの実施は，毎月の第１週に実施する（実施が難しい場合は２週目に実施）。
※　長期休業期間（春，夏，冬）明けは，家庭での生活の様子についても留意する。
・　生活アンケートの実施後は，担任が目を通し，困り感を抱えている児童について，必ず，個別の聞き取りを行う。その後，聞き取りの内容や児童への対応等についてアンケートに明記し，生徒指導主任に提出する。状況を精査し，即時対応をする内容は，教頭に相談する。アンケート自体を校長に提出する。提出後は，生徒指導に関する情報交換会にて職員間で情報共有した上で保管する。
・　いじめ問題に特化したアンケート（記名は任意）を年に２回（その月は，生活アンケートは実施しない）行い，いじめの早期発見につなげる。
※　アンケートの保管期間は５年間とする。（H29　いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）

②　児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動の推進

○　一人一人が活躍できる学習活動の充実

・　人間関係づくりを重視した学習を日常的に行う。
・　自己の学びや仲間との学び合いの成果を振り返る場を設定し，学ぶ意義や価値の感得とともに，学習意欲の向上を図る。
・　異年齢集団での交流（帰国児童学級，特別支援学級を含む）を積極的に取り入れる。
・　いじめ（SNS の問題場面を含む）に関わる道徳科や学級指導での計画的な学習を行う（全学年４月，６月，12 月）。

③　いじめ早期発見の校内組織や方法の充実

○　生徒指導部を中心とした校内組織の活用

・　月に１回，生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会，人権教育推進委員会）を開き，いじめの早期発見に努める。

〈生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会，人権教育推進委員会）の構成〉
校長，教頭，総括主任（生徒指導部長），総括学年主任（生徒指導副部長），各学年主任，養護教諭　※必要に応じて（附属学校課職員（大学），SSW，PTA会長等）

○　保護者対象アンケートの実施（生徒指導部）

・　保護者を対象にしたアンケートを，年２回行う。担任は行ったアンケートに目を通し，気になる内容については，対応方法を生徒指導主任，教頭に相談の上、電話連絡，個人面談での相談などを行う。
・　個人面談前に実施し，個人面談で報告できるようにしておく。

④　いじめ早期解決のための家庭や他機関との連携

○　保護者への連絡や話合いの場の設定

・　緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，その場の適切な処置をとるとともに教頭，生徒指導主任に報告する。また，状況によっては，臨時の「生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会，人権教育推進委員会）」を開催し迅速な対応を行う。

・　いじめ問題が起きたときには，担任が事実関係や学校側の対応についての情報を保護者に伝えるとともに，家庭の様子や友達関係についての情報を集め，指導に生かす。

・　必要に応じて（いじめが深刻化，複雑化した等），児童・保護者との話合いの場を設定し，いじめ解決に向けた対策・対応について話し合う。

○　保護者や職員を対象とした研修の場での講話（校長）

○　ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の活用

・　必要に応じて，ＳＳＷが対応する時間を設定し，児童の心のケアを行う。

○　ＳＳ（スクールサポーター）の活用

・　ＳＮＳ関連の対応等，先にＳＳに共有した上で，対処を進める。

【いじめの覚知】

いじめの疑い

○　アンケート調査による把握　　○被害児童，保護者からの訴え，相談

○　周囲児童，他の保護者からの報告，○教職員の観察による発見　○地域住民の通報

⇩

初期対応

①　発見者（報告者）

↓〈情報提供〉

②　関係学年主任，学級担任へ報告

↓〈事実確認〉

③　関係児童への事実確認（個別実施），指導

↓〈事実関係，指導の経過〉※複数の教員

④　生徒指導主任，教頭への報告

【留意事項】

※　時系列で事実関係を記録・文書保存

いじめ報告の手順

①　発見者（報告者）

↓〈情報提供〉

②　関係学年主任，学級担任

↓〈事実確認・報告〉

③　生徒指導主任，教頭

↓〈報告〉

④　校長・統括

〈重大事態の判断〉

〈重大事態〉の判断

◇　生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

◇　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめの認知】　⇩

いじめに対する措置の検討

生徒指導に関する情報交換会

（校内いじめ問題対策委員会）の開催

※定期（毎月１回）と臨時の開催がある。

○　事実関係の確認・整理

○　指導方針・体制の決定

・　被害児童，保護者への対応

・　加害児童，保護者への対応

・　周囲の児童への対応

・　全職員による共通理解，役割分担

・　必要に応じて全校集会での指導　　等

○　継続指導・経過観察

○　事態収束の判断（校長）

○　再発防止に向けての予防策の検討

○　関係機関との連携　※必要に応じて

（大学，県教委，児童相談所，各種相談室等）

⇩

重大事態の場合の報告，調査等の手順

①　校長が大学へ報告

②　大学が調査主体を判断し，指導

⇩　　⇩

調査主体：学校　　調査主体：大学

⇩　　⇩

生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会）の開催

○事実確認

○対策検討・実施

（専門家の派遣要請等）

学校に指示

○資料提出

○情報提供依頼

⇩

③　大学に経過報告

いじめを受けた児童の保護者	いじめを行った児童の保護者	周囲にいた児童の保護者
・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明 ・再発防止に向けた方針の説明	・事実経過の説明	・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上，事実経過を学級懇談会等で説明

【いじめの解決・継続的ケア】

○事態収束状態３か月	○ＳＳＷを活用した相談体制	○ＳＳへの情報共有
○本人・保護者への確認・記録	○学年，校種をこえた切れ目なき情報共有	

３　いじめ防止にかかわる年間計画

時期		対児童（保護者）			教職員間
		主な教育活動 （人権教育を含む）	アンケート	要となる 道徳授業	職員研修及び生徒指導に関する情報交換会
前期	4月	○情報モラル学習(全学年) ※４月学級参観 ○特別支援学級児童等への理解を図る指導(全学年) ※４月（生活創造活動） （藤見会前までに） ○パーソナルスペースに関する指導（発育測定時）	○　生活アンケート （４／11） （１年生４／16） ※１年生は紙面で	C「主として集団や社会との関わりに関する」授業の実施 （全学年）	○　いじめ防止対策基本法及びいじめの防止等のための基本的な方針読み合わせ（４／３） ○　配慮児童についての交流会 ○　生徒指導に関する情報交換会（４／30）
	5月	○言葉遣いに関する指導（全学年） ※５月（生活創造活動） ○体の変化に関する指導（第５学年）	○　生活アンケート （５／１）		○　生徒指導に関する情報交換会（５／26）
	6月	○人間関係づくりに関する指導※６月（生活創造活動） ○平和学習（福岡大空襲）	○　生活アンケート （６／２） ○　Q-Uアンケート （６／27）	B「主として人との関わりに関する」授業の実施 （全学年）	○　生徒指導に関する情報交換会（６／24）
	7月	○人間関係づくりに関する指導 ※教育実習と絡めながら ○長期休業前の SOS 発信に関する指導（全学年）	○　いじめアンケート （７／２） ○　保護者アンケート （７／１～４） ○　個人面談（保護者） （７／15，16）		○　生徒指導に関する情報交換会（７／17） ○　いじめ防止基本方針の確認と見直し ○Q-U アンケートの分析
	9月		○　生活アンケート （９／１）	A「主として自分自身に関する」授業の実施 （全学年）	○　生徒指導に関する情報交換会（９／18）
後期	10月	○平和学習（修学旅行） 【10 月実施(対象６年生)】 ○LGBTQ に関する指導（第６学年） ○情報モラル学習	○　生活アンケート （10／２）		○　生徒指導に関する情報交換会（10／16）

	11月		○　いじめアンケート（11／６）		○　生徒指導に関する情報交換会（11／18）
	12月	○言葉遣い，人間関係づくりに関する指導（全学年） ※12月人権週間を絡めながら	○　生活アンケート（12／２） ○　保護者アンケート（12／２～５） ○　個人面談(保護者)（12／17，18）		○　生徒指導に関する情報交換会（12／11）
	1月		○　生活アンケート（１／14）	A・B「主として自分自身と人との関わりに関する」授業の実施（全学年）	○　生徒指導に関する情報交換会（１／20）
	2月	○言葉遣い，人間関係づくりに関する指導（全学年） ※２月（生活創造活動）	○　生活アンケート（２／２）		○　生徒指導に関する情報交換会（２／26）
	3月		○　生活アンケート（３／２）		○　生徒指導に関する情報交換会（３／13）